

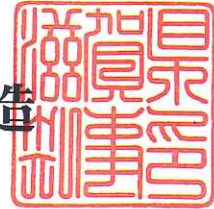


滋監第 878 号
令和 5年 9月 21日

(株) ジャスティス

今江 里佳 様

滋賀県知事 三日月 大造



一般 建設業の許可について (通知)

令和 5年 8月 21日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可しましたので、通知します。

記

許可番号	滋賀県知事 許可(般-5) 第 22893 号
許可の有効期間	令和 5年 9月 21日から 令和 10年 9月 20日まで
建設業の種類	
土木工事業 管工事業 しゅんせつ工事業 解体工事業	とび・土工工事業 舗装工事業 水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 10年 8月 21日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)